

ケアハウスしおさい 利用料金表（特定）

(1)【4月～10月】

単位：円

前年度対象収入階層区分		事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000以下	10,100	44,500	35,000	89,600
2	1,500,001～1,600,000	13,100	44,500	35,000	92,600
3	1,600,001～1,700,000	16,200	44,500	35,000	95,700
4	1,700,001～1,800,000	19,300	44,500	35,000	98,800
5	1,800,001～1,900,000	22,300	44,500	35,000	101,800
6	1,900,001～2,000,000	25,300	44,500	35,000	104,800
7	2,000,001以上	25,900	44,500	35,000	105,400

【11月～3月】

単位：円

前年度対象収入階層区分		事務費	生活費	管理費	冬期加算	合計
1	1,500,000以下	10,100	44,500	35,000	4,870	94,470
2	1,500,001～1,600,000	13,100	44,500	35,000	4,870	97,470
3	1,600,001～1,700,000	16,200	44,500	35,000	4,870	100,570
4	1,700,001～1,800,000	19,300	44,500	35,000	4,870	103,670
5	1,800,001～1,900,000	22,300	44,500	35,000	4,870	106,670
6	1,900,001～2,000,000	25,300	44,500	35,000	4,870	109,670
7	2,000,001以上	25,900	44,500	35,000	4,870	110,270

(2)入居又は退去にともなって、1ヶ月に満たない期間を利用した場合の生活費、管理費、冬期加算は日割り計算とします。

(3)入居又は退去月以外においては、1ヶ月に満たない期間を利用した場合でも、生活費、管理費、冬期加算は、1ヶ月分いただきます。

(4)入院又は、外泊などによる欠食分は、1日3食を欠食した場合で欠食を届け出た分に限り1日分900円として生活費から減額します。

(5)なお、毎月の利用料のほか、各個人の部屋で使用する電気・水道・電話料金等は、入居者の負担となります。
また、洗濯はコインランドリーをご利用いただきます。

(6)「介護を必要とする方の利用料金」

食事・入浴・排泄の介助や機能訓練、療養上の世話など、必要な介護サービスを介護保険から受けられます。
費用の一部(原則1割)を負担することになります。上記ケアハウスの料金に下記料金が加算されます。

①指定介護予防特定施設入居者生活介護費

単位：円

	1日あたりの負担額			1ヶ月あたりの負担額(30日の場合)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	183	366	549	5,490	10,980	16,470
要支援2	313	626	939	9,390	18,780	28,170

②指定特定施設入居者生活介護費

単位：円

	1日あたりの負担額			1ヶ月あたりの負担額(30日の場合)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	542	1,084	1,626	16,260	32,520	48,780
要介護2	609	1,218	1,827	18,270	36,540	54,810
要介護3	679	1,358	2,037	20,370	40,740	61,110
要介護4	744	1,488	2,232	22,320	44,640	66,960
要介護5	813	1,626	2,439	24,390	48,780	73,170

③医療機関連携加算

協力医療機関又は主治医に対して、健康状況等について月に1回以上情報を提供した場合、上記金額に
1ヶ月あたり 40円(2割負担80円・3割負担120円) が加算されます。

※毎回、情報提供実施日の前30日以内において、上記①又は②の金額が14日以上算定された場合のみ該当します。

④サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

1日あたり18円(2割負担36円・3割負担54円)

⑤処遇改善加算

上記①又は②の負担額に、③と④の加算額を足した合計額に8.2%を乗じた額を算定いたします。

⑥特定処遇改善加算

上記①又は②の負担額に、③と④の加算額を足した合計額に1.8%を乗じた額を算定いたします。

⑦介護職員等ベースアップ等支援加算

上記①又は②の負担額に③と④の加算額を足した合計額に所定単位数に1.5%を乗じた額を算定いたします。